

定 款

施 行' 66. 08. 22.

改 正' 90. 07. 27.

改 正' 91. 07. 29.

改 正' 92. 07. 29.

改 正' 94. 07. 28.

改 正' 97. 07. 28.

改 正' 98. 07. 28.

改 正' 99. 07. 27.

改 正' 02. 07. 29.

改 正' 03. 07. 29.

改 正' 04. 07. 28.

改 正' 05. 07. 28.

改 正' 06. 03. 01.

改 正' 06. 07. 27.

改 正' 07. 07. 26.

改 正' 09. 07. 28.

改 正' 16. 07. 27.

改 正' 17. 07. 25.

改 正' 22. 07. 28.

株式会社伊藤園

第 1 章 総 貝引

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社伊藤園と称し、英文では、 I T O E N, L T D. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 茶類の製造、加工、包装、及びその受託加工、並びに販売、輸出入。
- (2) 嗜好飲料、清涼飲料、滋強飲料、乳製品の製造及び販売、輸出入。
- (3) 健康食品、一般食料品、加工食料品の製造及び販売、輸出入。
- (4) 整腸、歯等健康維持の特定保健用食品の製造及び販売、輸出入。
- (5) 酒類の輸入及び販売。
- (6) 農産物、水産物の加工及び販売、輸出入。
- (7) 飼料、肥料の製造及び販売。
- (8) 種子及び花木の販売並びに芝草の育成販売。
- (9) 日用雑貨品の製造及び販売並びに販売代理業。
- (10) 衣料用繊維製品及び服飾雑貨品及びインテリア用品の販売並びに販売代理業。
- (11) 喫茶店、レストランの経営及び投資。
- (12) フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務。
- (13) 各種自動販売機の販売。
- (14) 医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品の製造及び販売。
- (15) 有価証券への投資。
- (16) 会員制ゴルフ場の会員募集の受託又は請負。
- (17) 雑誌、書籍等の印刷物の出版及び販売。
- (18) イベントの開催。
- (19) 不動産の賃貸、売買、仲介、管理、鑑定及び駐車場の経営。
- (20) 廃物・廃材を利用した建築資材の販売。
- (21) インターネットを利用した通信販売事業。
- (22) 前各号に附帯、又は関連する一切の業務。

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数)

当会社が発行することができる株式の総数は、20,000万株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。

普通株式	20,000万株
第 1 種優先株式	20,000万株

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ100株とする。

第8条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3.当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）の買取り、単元未満株式の買増し、その他の株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる当会社の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、単元未満株式の買増し、株主権行使の手続その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（単元未満株主の権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第9条に定める請求をする権利

第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2.前項その他、本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 優先株式

第13条（第1種優先配当）

当会社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株

式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金額の額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、130パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（以下「第1種優先配当」という。）を行う。

2.当会社は、毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。

3.第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当会社は、その不足額を累積し、第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。

4.当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

第14条（第1種優先株主に対する残余財産の分配）

当会社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、前条第3項に規定する不足額を支払う。

2.当会社は、前項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

第15条（議決権）

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

第16条（種類株主総会の決議）

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

2.第12条第1項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。

3.第20条、第21条及び第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4.第22条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議に

これを準用する。

第 17 条（普通株式を対価とする取得条項）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第 1 種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第 1 種優先株式 1 株につき当会社の普通株式 1 株を第 1 種優先株主に交付する。

- (1) 当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
- (2) 当会社の普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される意味を有する。以下同じ。）が 50 パーセント超となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から 90 日目の日

2.当会社は、株式会社東京証券取引所が、当会社の第 1 種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第 1 種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第 1 種優先株式 1 株につき当会社の普通株式 1 株を第 1 種優先株主に交付する。

第 18 条（その他の事項）

当会社は、前 5 条に定めるほか、第 1 種優先株式に関する事項について、これを第 1 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

第 4 章 株主総会

第 19 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時、それぞれ法令に別段の定める場合を除き会長又は社長がこれを招集する。

第 20 条（招集地）

当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。ただし、東京都区内において開催することが困難と認められるときは、他の地域を開催地とすることがある。

第 21 条（議 長）

株主総会の議長は、会長又は社長がこれにあたる。

2.会長及び社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 22 条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 23 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使できる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 24 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 5 章 取締役及び取締役会

第 25 条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第 26 条（員 数）

当会社の取締役は 20 名以内とする。

第 27 条（選任方法）

当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役選任の決議は累積投票によらない。

第 28 条（任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 29 条（代表取締役）

当会社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。

第 30 条（役付取締役）

当会社は、取締役会の決議により会長、社長、各 1 名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

第 31 条（報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 32 条（招集及び議長）

取締役会の招集は、会長又は社長がおこない各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.取締役会の議長は、会長又は社長がこれにあたる。ただし、会長及び社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

第 33 条（取締役会）

取締役会は、法令に定めるもののほか、重要な業務執行を決定する。

第 34 条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2.会社法第 370 条の規定により、取締役の全員が取締役会決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 35 条（取締役の責任軽減等）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 36 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 6 章 監査役及び監査役会

第 37 条（監査役及び監査役会の設置）

当会社は、監査役及び監査役会を置く。

第 38 条（員 数）

当会社の監査役は 5 名以内とする。

第 39 条（選 任）

当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第 40 条（任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するべき時までとする。

第 41 条（常勤監査役の選任）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 42 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 43 条（招集及び議長）

監査役会の招集は、各監査役に対し会日の 3 日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。

2.監査役会の議長は、招集者がこれにあたる。

第 44 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 45 条（監査役の責任軽減等）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 会計監査人

第 46 条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第 47 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 48 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2.前項の定期株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとする。

第 49 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 8 章 計算

第 50 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日迄とする。

第 51 条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第 52 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に、会社法第 454 条第 5 項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第 53 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金又は中間配当金が、支払い開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領がないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2.配当金には利息をつけない。